

開放甲板への非常用脱出ハッチに関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

開放甲板への非常用脱出ハッチに関する事項

改正理由

SOLAS 条約第 II-2 章第 13.1 規則では、救命艇及び救命いかだの乗艇場所まで安全、かつ、迅速に避難するための脱出設備の機能要件について規定されている。

しかしながら、脱出経路において、頭上にハッチが設けられている場合には、ハッチを開放するために過大な力が必要となり、非常時において迅速な避難の妨げとなる場合がある。

このような状況を鑑み、IACS は脱出経路上に設けられるハッチについて、当該ハッチの開放を容易にするための力の上限等を規定した統一解釈 SC247 を 2011 年 9 月に採択した。

今般、IACS 統一解釈 SC247 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) ハッチの開閉装置は両側から操作できるものとする旨規定した。
- (2) ハッチを開放するために要する力について規定した。